

## 「中央会封筒の裏面を活用した広告掲載のご案内」

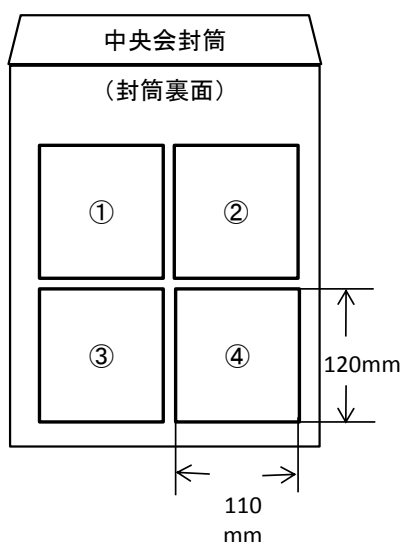
中央会では、日常使用している封筒の裏面を活用して、組合、企業の皆様の活動や製品・サービス等のPRを目的に広告を掲載するスペースを設けております。

封筒は、総会等の会議、各種行事案内の発送の際に利用されるほか、会議開催時に資料を入れる封筒として使用されるなど、組合関係者のみならず、各企業や金融機関、行政機関等にまで幅広い方々の手に届きます。

是非この機会に、新しい広告媒体としてご活用ください！

### NO. 1

### 中央会封筒



#### <用途>

中央会で、日常使用している封筒です。  
例えば、総会や各種催事の案内の発送時やさまざまな会議等の資料封入などに使用します。

#### <封筒の規格>

封筒カラー：淡いブルー  
大きさ：332mm(縦)×240mm(横)

#### <広告1枚の規格>

120mm(縦)×110mm(横)

#### <広告印刷色>

1色(濃紺)

#### <広告期間>

4月1日～翌年3月31日までの1年間(1事業年度)

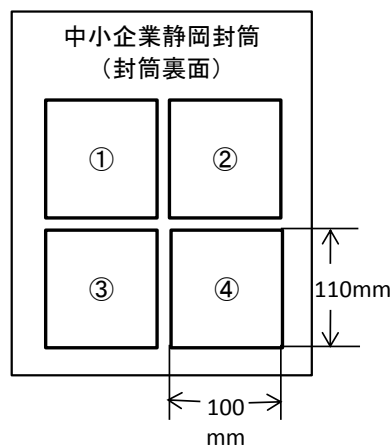
#### <広告掲載料>

1枚につき、**60,000円**(税込・版下原稿代含まず)

※版下原稿は広告主様のご負担でご提出いただくこととなります。

### NO. 2

### 「中小企業静岡」発送用封筒



#### <用途>

毎月発行する中央会機関誌「中小企業静岡」の発送、活性化情報誌の発送時に使用します。

#### <封筒の規格>

封筒カラー：サーモンピンク  
大きさ：311mm(縦)×228mm(横)

#### <広告1枚の規格>

110mm(縦)×100mm(横)

#### <広告印刷色>

1色(紺・特色)

#### <広告期間>

4月1日～翌年3月31日までの1年間(1事業年度)

#### <広告掲載料>

1枚につき、**50,000円**(税込・版下原稿代含まず)

※版下原稿は広告主様のご負担でご提出いただくこととなります。

## < 広告掲載までの流れ >

### 1 必要書類の用意

中央会ホームページより「要領」「申込書」等、必要書類をダウンロードしてください。  
ご不明な点は下記までお問い合わせください。  
(中央会連絡先)TEL:054-254-1511(担当:総務課)

### 2 広告掲載申込み

「封筒広告掲載申込書」に必要事項をご記入いただき、①掲載する広告の概要がわかる原稿 ②広告に関する資料(例えばパンフレットなど)を添えて、下記の申込期限までに中央会にご郵送下さい。  
応募数が掲載枠を超える場合は、中央会にて抽選し決定させていただきます。  
(郵送先)〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 5階  
「静岡県中小企業団体中央会 総務課」宛て

**※申込期限:平成29年10月31日必着**

### 3 広告掲載料振込み

中央会より「広告掲載決定通知書」とともに、広告掲載料のご請求書をお送りしますので、請求書に指定された期日までに広告掲載料をお振り込みください。

### 4 版下原稿の提出

掲載する広告の版下原稿(完全原稿)を中央会にお送りください(原稿は、極力電子データをお願いします)。ご提出いただく住所は、「2」と同じです。

### 5 印刷物の確認

ご提出いただいた版下原稿により封筒の裏面を印刷し、FAXにてお送りしますので、刷り上がりの状態をご確認ください。

### 6 封筒の完成～利用開始

## < 広告掲載の条件等 >

- (1) 封筒広告掲載要領について  
封筒への広告掲載について規定した「静岡県中小企業団体中央会封筒広告掲載要領」をご一読いただき、要領に規定した内容を遵守いただきますようお願いいたします。要領は、問合せをいただいた方にお渡しいたします。
- (2) 広告掲載料のお振込み  
請求書に従い、広告掲載料を期日までに振り込みください。  
※恐縮ですが、振込手数料は、広告主様のご負担にてお願いします。
- (3) 版下原稿の提出  
掲載したい広告の版下原稿(完全原稿)をご提出いただけます。  
※版下原稿の作成費用は、すべて広告主様のご負担となります。  
※完全原稿のため、仕上がりの確認はさせていただきますが、校正は行いません。
- (4) 広告掲載箇所  
封筒裏面の広告掲載箇所は中央会にて任意に決めさせていただきます。
- (5) 掲載枠を超える応募への対応  
応募数が掲載枠を超える場合は、中央会にて抽選し決定させていただきます。
- (6) 1年間の使用  
1年が経過した封筒は、中央会内の会議等で使用します。  
※次年度も継続して掲載を希望される場合は、申込み期間中に申込書をご提出ください。
- (7) 広告主の責任  
掲載した広告内容については、すべて広告主様の責任となります。  
第三者からの問い合わせ等について、中央会で回答(又は対処)することは一切ありませんのでご了承ください。

### ● 広告掲載に関するお問い合わせは・・・

「静岡県中小企業団体中央会」(担当:総務課 野沢まで)  
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 5階